

令和3年1月27日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿
一般社団法人全国旅行業協会会長 殿
一般社団法人日本添乗サービス協会会長 殿
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。
また、貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、一昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。
ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出にあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

（会員事業者の従業員に対して、従業員に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021 年 3 月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限 5000 円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

※既に説明会の代替として動画を送付している団体に対しては、再度送付の必要はありませんが、その場合でも、パンフレット等については、御提供願います。

3) 通知の発出は、できる限り速やかに実施して頂ければ幸いです。